

70688

秘書室譲受資料

旧番号
IAx21(215)

大正
年
月
日

東京
其
行
券
統
一
券
本

兩行銀行券統一券本

日
本
銀
行

大正
年
月
日

日本銀行
井上準之助

銀行券統一案

(大正十一年四月十二日)

- 一、臺灣ニ於テハ臺灣銀行券ヲ廢シ日本銀行券ヲ以テ之ニ代ラシムルコト
- 二、朝鮮ニ於テハ朝鮮銀行券ヲ廢シ日本銀行券ヲ以テ之ニ代ラシムルコト
- 三、前二項ニ因リ臺灣銀行及朝鮮銀行ノ蒙ルヘキ損害ノ補償トシテ日本銀行ハ相當年間兩行ニ對シ低利資金ヲ供給スルコト
- 四、臺灣銀行ヨリ外國爲替業務ト共ニ臺灣以外ノ店舗ハ分離スルコト
- 五、朝鮮銀行ヨリ滿洲關係ノ業務ト共ニ朝鮮以外ノ店舗ハ分離スルコト
- 六、滿洲ニ於テハ一私立銀行ヲ新設シ朝鮮銀行ヨリ分離シタル滿洲ノ業務ト店舗ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 七、正金銀行ハ滿洲ニ於ケル大連以外ノ店舗及業務ハ同行ニ讓渡スルコト
- 七、右銀行ニハ現時朝鮮正金兩行ノ有スル金銀兩本位ノ發行權ヲ與フル

コト

八、臺灣銀行ヨリ分離シタル爲替業務及店舗ヲ以テ一爲替銀行ヲ新設シ之ニ朝鮮銀行ノ支那以外ノ業務店舗ヲ合併スルコト

九、支那所在ノ朝鮮銀行ノ業務及店舗ハ滿洲新設銀行ノ支店トナスコト
一〇、改正後ノ臺灣、朝鮮兩行ニハ社債ノ發行權ヲ與フルコト